

「現場ニーズに対応する新たな技術（シーズ）」に関する公募要領
令和7年度 関東地方整備局

目 次

1. 公募の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 公募技術・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 対象技術	
(2) 応募技術の条件等	
3. 応募資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 応募者	
(2) 共同開発者	
4. 応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 資料の作成及び提出	
(2) 提出先	
(3) 応募期間	
(4) 質問の受付	
(5) 応募書類に不備があった場合の取扱い	
(6) 秘密の保持	
(7) その他	
5. 技術の選定に関する事項・・・・・・・・・・	4
(1) 選定に当たっての前提条件	
6. マッチングイベント・・・・・・・・・・	4
7. 個別調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8. 審査結果の通知・公表について・・・・・・・・	4
(1) 選定結果	
(2) 選定結果の公表	
(3) 選定通知の取り消し	
(4) その他	
9. 現場試行・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10. 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
11. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1. 公募の目的

本公募は、「i-Construction・インフラ DX 推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の規約等に基づき、最新技術の現場導入のための新技術を発掘することを目的としており、現場において解決したい課題（以下「ニーズ」という。）に対して、その課題を解決できる新たな技術（以下「シーズ」という。）を募集するものです。

2. 公募技術

（1）対象技術

国土交通省関東地方整備局管内の事務（管理）所等より収集された現場ニーズ（別紙－１）に対して、ニーズの課題や要求水準を解決する可能性のある技術シーズとします。

（2）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

１）新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術とします。なお、過去に NETIS へ登録されており掲載終了となった技術は対象外です。

ただし NETIS に登録している技術、過去に NETIS に登録されていた技術であっても、ニーズの内容によっては、NETIS に登録されている技術を新たに改良する事により、マッチングできる可能性があるものについては、対象技術とします。

２）マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者（事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないものとします。

３）応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していることとします。

４）選定された応募技術について、技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこととします。

５）応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこととします。

６）「３．応募資格等」を満足することとします。

3. 応募資格等

（1）応募者

１）応募者は、以下の２つの条件を満足するものとします。

- ・応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
- ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。なお、行政機関（※１）、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等（以下「行政機関等」という）については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、自ら応募者とはなれませんが、（２）の「共同開発者」として応募することができるものと

ます。

(※1):「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指します。

2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とします。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添公募資料作成要領に基づき作成し、提出方法はE-mailとし5MBを超える場合はファイルを分割し送付してください。E-mailによらない場合は、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)での提出も可とし、郵送により事務局に提出するものとします。

(2) 提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛
E-mail: seedskantou@actec.or.jp

(3) 応募期間

令和7年10月27日(月)～令和8年1月9日(金)

(最終日は、E-mailによる提出の場合、17時まで受付を行います。郵送により提出の場合は、当日必着とします。)

(4) 質問の受付

この応募に対する質問がある場合においては、次に従い提出してください。

1) 提出方法: E-mailにより提出してください

2) 受付期間: 令和7年12月18日(木)まで

3) 回答日: 令和7年12月24日(水)

4) 受付場所: 4. 応募方法(2) 提出先に同じ

(5) 応募書類に不備があった場合の取扱い

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

応募書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また応募書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

(6) 秘密の保持

応募書類は、応募者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

また、応募書類はマッチングイベント参加者の特定のためにのみ利用し公表しません。ただし、実施が適当であると判断された応募技術については、応募技術の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任を持って保管するものとし、マッチングイベント終了後に廃棄するものとします。

(7) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 2) 提出された申請書及び資料は、返却しません。

5. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していることとします。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこととします。

6. マッチングイベント

提出された応募資料に基づき、下記の期間においてマッチングイベントを行います。マッチングイベントは、Microsoft Teams による Web 会議を予定しており、詳細な日時及び URL は、令和8年1月16日(金)までに、別途メールにより連絡します。なお、マッチングイベントに参加しなかった場合は失格とします。

マッチングイベントでは、シーズ開発者において、対象ニーズに対して課題解決の手法やシーズの内容についてプレゼンテーションを実施していただく予定です。

マッチングイベント期間：令和8年1月19日(月)～令和8年1月30日(金)

7. 個別調整

マッチングイベント終了後、提案されたシーズについて、ニーズ提案者及び事務局と協議の上、マッチングの可能性があると判断された場合は、ニーズ提案者、シーズ応募者及び事務局による個別調整を実施し、令和8年2月13日(金)までに最終的なマッチングの可能性の可否について確認を行います。

8. 選定結果の通知・公表について

マッチングイベント終了後、個別調整を経て最終的にシーズとして選定した技術については、下記のとおり選定結果等を通知します。

(1) 選定結果

シーズ応募者に対して選定されたか否かについて文書により通知します。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行いません。

(2) 選定結果の公表

選定された技術はホームページで公表します。

なお、公表は令和8年2月25日（水）を予定しています。

(3) 選定の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- ・ 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ・ 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ・ その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) その他

審査結果に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

9. 現場試行

マッチング成立後、原則として、ニーズ提供者の現場において現場試行を実施することとします。

現場試行に先立ち、試行計画書を作成し、ニーズ提供者に提出していただきます。

試行結果は、試行結果報告書に整理して提出していただきます。

試行結果報告書の様式及び試行結果の提出期限は、別途連絡します。

10. 費用負担

(1) 応募資料の作成及び提出に要する費用、現場試行を実施する費用は、応募者の負担とします。

(2) 現場試行以外に、ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、応募者の負担とします。

(3) 整備局等関係者が立会確認を行う場合、立会者に要する費用は整備局等で負担します。

11. その他

(1) 応募された資料は、技術選定以外に無断で使用することはありません。

(2) 応募された資料は返却しません。

(3) 選定の過程において、シーズ応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。

(4) 現場試行の結果、得られた成果については、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。

また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。